

A-2 補償・損害賠償

意見書 No	内 容
182	施設が運転開始後、川の水を利用する水稻栽培への影響として有害物質の検査費用は誰が出すか。もし施設からの物質が検出され、出荷出来ない時の保証（補償）は、下流の農家全部を保証（補償）してくれるのか。 御心配をお掛けしております、大変申し訳御座いません。 ● 水稻栽培への影響有害物質の「検査費用」について 有害物質等の分析に要する費用やその実施については当然当社にて負担致します。 本計画施設では、月に1回 pH, BOD, COD, SS, T-N の測定を行うよう計画しております。これに加えさらに、農業用水の取水期（3～9月までの間）については農業用水基準にて定められる項目（ヒ素、亜鉛、銅、全磷、全窒素、DO、電気伝導率、ケルダール窒素）を農業用水取水点において月に1回測定を行い水稻栽培への影響がないこと（定められた基準を満たしていること）を確認する計画としております。「農業用水基準」とは、農林水産省が昭和44年春から約1カ年間、汚濁物質別について「水稻」に被害を与えない限度濃度を検討し、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力は御座いませんが、水稻の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されているものです。 ● 農産物が出荷出来ない場合の「補償」について 先般の見解書回答にも記載しておりますが、当社の考えは次のようなものです。 1：補償の前にすべきこと 先ず、何よりも補償債務などを生じないよう、今回の計画施設そのものが、法令を遵守し安全で環境に影響を与えない施設であることが大前提となります。 「今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の安全性を期すべく各種の対策を講じております。 また、今回の事業計画に関しては、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査（アセス）を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっております。 さらに、廃棄物処理法をはじめ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、農用地の土壌汚染防止等に関する法律など関係するあらゆる法律を遵守し、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。」と回答させて頂いておりますとおりです。 2：直接的被害の補償について これについては、「当然ながら、万々が一、当計画施設から誤って有害物質などが漏えいし、外部に何らかの被害を生じさせた場合は、その結果が本施設に起因するものであると明らかになれば、その損害の補償をいたします。」と回答させて頂いております。

農業被害の例で云えば、当施設から漏えいした有害物質が農業用水を汚染し、農作物を枯らしたのではないかなどの問題が生じた場合、その因果関係が明らかになれば当然当社がその被害額を補償致します。

その因果関係を明らかにするについては、その究明作業に協力することは勿論のこと、その被害の状況からそれが当社に起因するものと疎明される場合は、当社費用負担により専門調査機関等に調査依頼し、自発的に原因究明にあたります。

また、原状回復などについても、本計画施設から有害物質が漏えいしそれが農地土壌でも検出され、汚染除去が必要となるなどの問題が生じた場合、その因果関係が明らかになれば、当然事業者たる当社がその責を負い浄化費用等を負担することをお約束致しますし、またこの責務については、法（この場合、公害防止事業費事業者負担法が当たる）によっても、同じく当社に厳格な現状回復責任が課せられています。

なお、上記のように当社に損害賠償の責が生じた場合、当社が補償にあたることが大前提となりますが、その補完・担保として施設開業前には賠償責任保険にも加入致します。

3：風評被害の補償について

先ず風評被害の定義ですが、これは「責任原因者の何らかの事前危険行為を基として、ある事故などのきっかけを契機に、噂などが立ち、被害者の売上損失などの経済的損失が生じる状態」などとされています。

この補償についてですが、風評被害と言っても、その中身は種々のものがあるため、全てを風評被害と括ってお答えすることはできません。ただし、そうした中でも、特にマスコミ報道等に起因する事案であり、かつその報道内容が正しく公正であるという条件では、

「当社が本当にその公害や被害を出し、それが公正に報道されることで近隣の皆様や農産物などに「風評被害」が出たような場合については、当然当社は、その相当因果関係のある損害について補償いたします。」と回答させて頂いております。

ここでも述べさせて頂いておりますとおり、原因と損害の因果関係が重要になってくるものと考えます。平成 18 年 7 月 27 日横浜地裁の裁判例を見ますと、こうした風評被害の損害についても、その相当因果関係を精査されたうえで判断をされております。

即ち、風評被害の損害を算出特定するには、原因施設からの漏えいした有害物質の質・漏えい期間・農作物への影響度・人体への影響度、マスコミ・行政の報道状況、出荷販売出来なかった理由、下流域への影響の合理的裏付けなどを多角的に調査し総合的に判断されるべきものと考えます。

従いまして、下流の農家全部を一律に補償させて頂くということは、ここでは申し上げることは致しかねます。

何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

185

最終処分場設置反対

説明会に一方的に説明するだけで安全と言っても無いとは言いきれない。事故災害等起きた場合、責任は、最終責任は、国、浜松市、㈱ミダック？

	御心配をお掛けしております、大変申し訳御座いません。 今回の事業計画に関しては、環境影響調査を実施した結果、安全性に支障はなく、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。これは前回より御説明申し上げておりであり、当社としましては引き続きこの点を皆様に御理解頂くよう御説明していかなければならないと考えております。 補償についてのお話ですが、万々が一何らかの被害が発生した場合、その被害結果が本事業に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用の負担はもちろん、その損害の補償を致します。 また、こうした責任は、当然先ずは当社に帰責すべきものと考えます。 そして、そのような事態に責任を持ってお応えするためには、先ずは倒産などといった事態が起きないようにすることが最も肝要なのであり、我々は最終処分場を運営するという極めて大きな社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していかなければならないことを自戒して参ります。 なお、上記のように当社に損害賠償の責が生じた場合、当社が補償にあたるのが大前提となりますが、その補完・担保として施設開業前には賠償責任保険にも加入致します。
191-あ	小学校も近くに有り、50 年も 100 年も先に体への病気が出ることが有る。その時にはどのような補償をしてくれるのか。 今回の事業計画に関しては、環境影響調査を実施した結果、人の健康の保護の観点含め安全性に支障はなく、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 また最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となります。 「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。 従いまして、安全性などについては将来に亘って変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 また万々が一、何らかの被害が発生した場合は、その結果が本事業に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用等の負担はもちろん、その損害は当社がある限り当社が補償を致します。
191-い	震災などにより土壌汚染が出た場合はどのようにしてくれるのか 御心配をお掛けしております、大変申し訳御座いません。 今回の事業計画に関しては、大地震などで堰堤が崩壊し廃棄物等が流出し外部環境(土壌含む)

を汚染するような事態が生じることはありません。

最終処分場の設計では、「環境基本法」を基に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、「河川法」、「森林法」等の関連法規を遵守し、更に処分場の構造に直接関連する、「廃棄物最終処分場性能指針」や「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」等で設計を行っており、これらに対応した対策を実施します。

また、東海地震などの大規模地震を想定し、最終処分場堰堤や浸出水処理施設のコンクリート構造物等の崩壊倒壊がないよう安定計算を行ったうえで設計をしております。

【土木設計】

日本においては、今回の東日本大震災を経験した地区や静岡県を含む、北海道東南部（根室付近）～徳島県までの太平洋側の地域等が強震帯地域とされ、重要な構造物毎に水平震度（※）の基準があり、耐震設計指針や耐震設計基準が定められています。そして、静岡県における最終処分場の貯留構造物や埋立てに伴う盛土などの安定計算においては、「静岡県の開発行為等の手引き」に準拠した設計水平震度「0.25」を使用します。

本計画施設の貯留構造物は岩盤上にある土堰堤（フィルダム）であり、国の定める廃棄物最終処分場の計画・設計要領においては、建設省河川砂防技術基準を参考として設計するように指示されています。

建設省河川砂防技術基準における $H=15\sim100\text{m}$ の土堰堤（フィルダム）設計震度は「0.15～0.18」ですが、静岡県の開発基準は巨大地震である東海地震を想定した「0.25」と震度基準をより高めたものであると理解しています。本計画施設はこの静岡県の基準に準拠していることから、安全性の評価としても高いものとなると考えています。

また、埋立てに伴う盛土（法面）の円弧すべりに対する安定性の計算につきましても、廃棄物処理法においては盛土の安全率等に関する規定はありませんが、上述のとおり、大地震時を想定した数値（設計水平震度：0.25）を流用しています。この条件においても耐えられるような設計上の安全性を確保しました。なお、下記表に規定されている基準はすべて満たしております。（詳細の検討結果は、巻末/資料 F 参照）

<盛土の安全率に関する規定及び計算結果>

基準書	所管	今回計画 採用値	各種基準・指針における値			本計画における 設計上の安全率の 計算結果※1
			想定状態	水平設計震度	安全率	
道路土工 指針	国交省		常時	—	1. 2	2. 6 6
			地震時	0. 1 2 0. 1 6	1. 0	※2
開発許可 基準	静岡県	○	常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2 5	1. 0	1. 2 8
林地開発 基準	浜松市		常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2	1. 2	1. 4 4

※1：安全率の計算結果が各種基準・指針における安全率以上であれば、十分な安全性を確保できることを示している。

※2：道路土工指針における地震時（水平設計震度0. 1 2、0. 1 6）における安全率の計算は行っていないが、水平設計震度をより大きくとっている（0. 2 5）静岡県の開発許可基準においても安全率1. 0を満たしているため、道路土工指針の安全率をも満たすこととなる。以上より、国交省の道路土工指針・静岡県の開発許可基準・浜松市の林地開発基準すべてを満たし、十分な安全性を確保できる。

【浸出水処理施設設計】

日本においては、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である「耐震基準」があります。建築物には建築基準法及び建築基準法施工令などの法令により定められた基準が、また、原子力発電所などの重要構造物や道路・橋梁などの土木構造物には、それぞれ独自の基準が設けられています。

本計画における浸出水処理施設のコンクリート厚は、調整槽は壁厚 600mm・底版厚 700mm とし、また、水槽は壁厚 400mm・底版厚 600mm となることから、十分に構造として耐震性を有している設計となります。詳細は実施設計時の検討となりますが、当然静岡県の地震地域係数を加味したものとなります。（静岡県の地震地域係数は建設省告示では1.0であるが、静岡県建築構造設計指針による静岡県地震地盤係数によって1.2という厳しい数字が定められています。）

なお、浸出水処理施設の耐震設計は静的耐震設計法の「震度法」により設計する事が求められています。設計震度は、静岡県においては強震帯地域としての設計水平震度＝0.2を用いることとなりますが、浜松市ではより厳しい設計水平震度＝0.25を用いて設計することを義務付けています。よって浸出水処理施設は浜松市が想定する最大震度に耐える耐震性を有するものになります。

※設計(水平)震度とは、地震時に想定した最大加速度を重力の加速度で除した値で表したものです。道路土工指針などにより基準が設定されており、地震時の安定性を計算する際に利用される値です。

これらの計算を行うことにより、想定される東海地震にも対応できる十分な耐震能力を有した施設を設計致します。また、今般の東日本大震災を受けて耐震基準の見直しも検討されています。

	が、新たな基準が設定されれば、当然それに従った設計を致します。 廃棄物の流出に関する対策も埋立施工に関連する項目であり、埋立時に適切な管理を行うことで対応することになります。 その他、遮水工、浸出水処理施設をはじめとする施設全体について、事故の発生要素を取り除いた安全を迫及した施設としているほか、作業する人員への教育、作業手順の徹底、安全作業の励行等のソフト面も充実させた運営を行っていきます。 従いまして、今回の事業計画に関しては、御指摘のような事態が生じることはありません。 また万々が一、何らかの被害が発生した場合は、その結果が本事業に起因するものであると明らかにになれば、健康診断・治療費用等の負担はもちろん、その損害を当社が補償を致します。
198-2	「当計画施設に起因する被害は、その損害の補償をいたします」とあるが、貴社一社で補償が出来るのでしょうか？ 皆様には多大なる御心配をお掛けしており、大変申し訳御座いません。 今回の事業計画に関しては、環境影響調査を実施した結果、安全性に支障はなく、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。これは前回より御説明申し上げておおりであり、当社としましてはまずこの点を皆様に御理解頂くよう御説明していかねばならないと考えております。 万々が一の補償については、先般御回答申し上げましたように、何らかの被害が発生した場合は、その結果が本事業に起因するものであると明らかにになれば、当社が健康診断・治療費用等の負担はもちろん、その損害の補償を致します。 こうした責任は、当社に帰責するものと考えます。そして、当社においてその責務は必ず完遂いたします。 また、そうした事態に責任を持ってお応えするためには、先ずは倒産などといった事態が起きないようにすることが最も肝要なのであり、我々は最終処分場を運営するという極めて大きな社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進^{まいしん}していかねばならないことを自戒して参ります。 なお、上記のように当社に損害賠償の責が生じた場合、当社が補償にあたるが大前提となりますが、その補完・担保として施設開業前には賠償責任保険にも加入致します